

**放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について****1 概要**

厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことを受け、放課後児童健全育成事業において、令和6年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各施設において策定することを義務付けることとするほか、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認など、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の見直しを行う。

**2 変更内容**

- (1) 放課後児童健全育成事業者は、施設の設備等の安全点検や、事業所外活動等を含む事業所での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の利用者の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）の策定を行うものとする。
- (2) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動等のために自動車を運行する場合、利用者の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認するものとする。
- (3) 放課後児童支援員について、放課後児童支援員の業務に従事することになった日から起算して1年を経過する日までに当該研修を修了することを予定している者を含むものとする。
- (4) 放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定を行うよう努めなければならないものとする。
- (5) 放課後児童健全育成事業において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施するよう努めなければならないものとする。

**3 条例の改正**

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第24号）を改正する。

**4 施行日**

令和6年4月1日